

第4章 事業計画

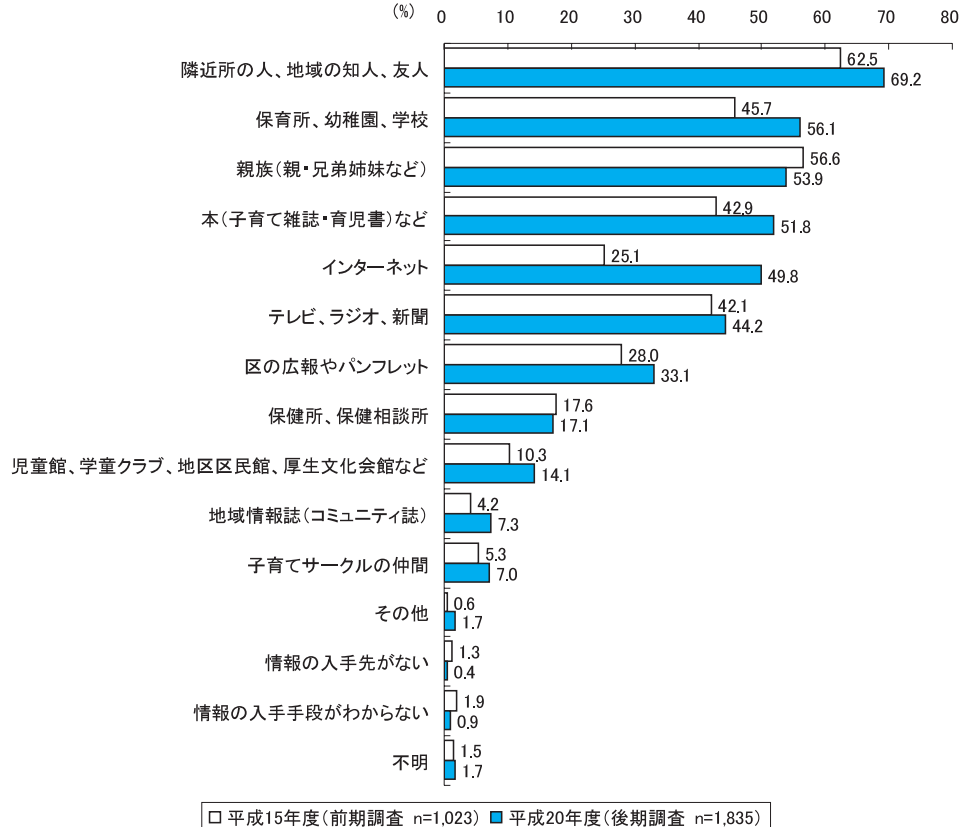
I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

1. 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

(1) 現状と課題

情報が氾濫しているといわれている現代にあっても、自分にとって必要な情報を容易に手に入れることは、難しいものがあります。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果（平成20年度調査）によれば、子育てに関する情報の取得先については、「隣近所の人、友人、知人」「保育所・幼稚園・学校」「親族」「本（子育て雑誌など）」「インターネット」などが上位を占めています。区の関係では、「保育所・幼稚園・学校」が上位にあります。が、「区の広報やパンフレット」や「保健所、保健相談所」「児童館、学童クラブ、地区区民館、厚生文化会館など」の区の関係機関からの取得は低くなっています。また、平成15年度調査と比較すると、平成20年度調査では上位5項目のうち、「テレビ、ラジオ、新聞」の割合よりも「インターネット」の割合が高くなっています。（図表4-1）

図表4-1 子育て情報の入手先（就学前児童の保護者）

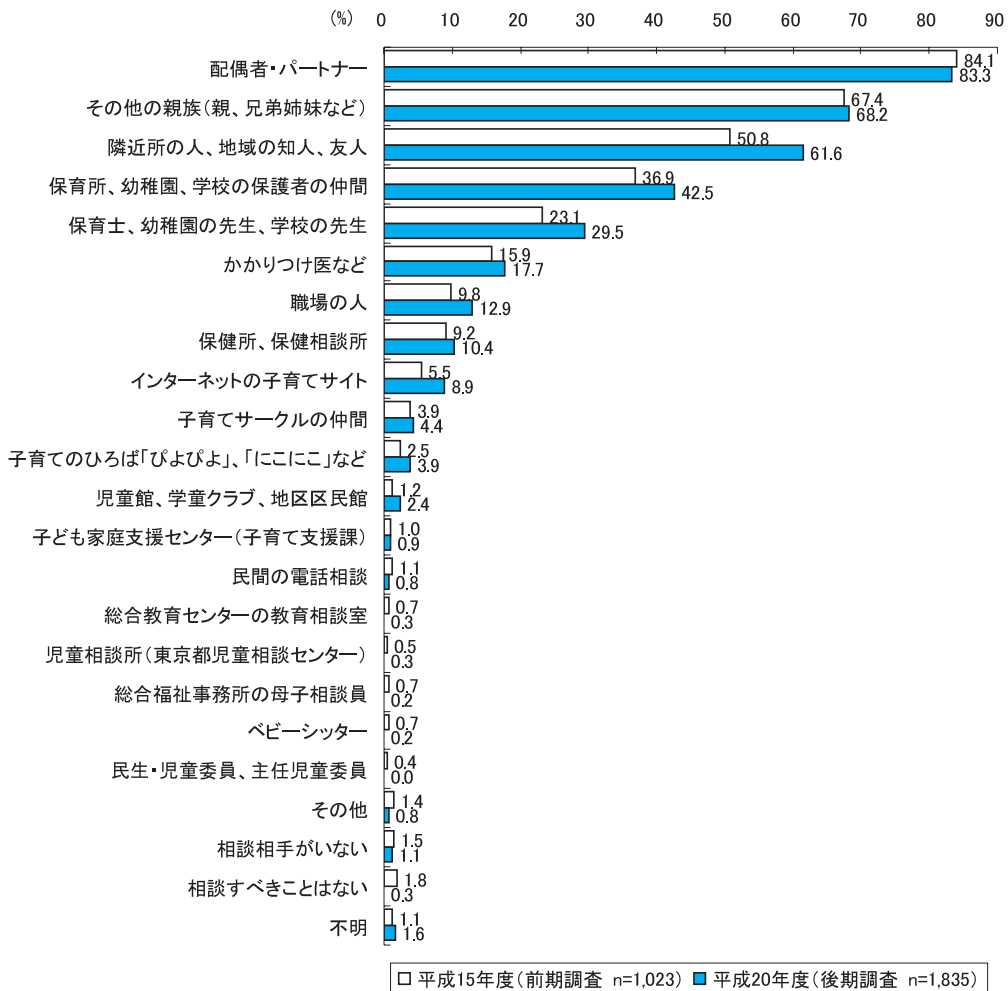


出典：(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）
 (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

区は、これまでも区報や区のホームページ、関係機関のパンフレットなどにより、さまざまな情報提供を行ってきました。今後は、これまで以上に子育て家庭に効果的な情報提供を行うことが求められています。

区では、子育てに関する総合相談窓口として、子ども家庭支援センターを設置しています。地域における相談窓口としては、児童館、総合福祉事務所、保育所、子育てのひろば、保健相談所などがあります。また、そのほか、この計画の体系では、別の箇所でも扱っていますが、虐待相談、母子相談、発達相談、教育相談、健康相談など、子どもと子育てにかかわるさまざまな専門相談窓口があります。(P40 参照) しかし、就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果(平成20年度調査)によれば、子育てに関する悩みや不安などの相談相手は、第1位は「配偶者・パートナー」で、「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」「隣近所の人、地域の知人、友人」と続き、区の機関は低くなっています。平成15年度調査と比較しても、変化は見られません。(図表4-2)

図表4-2 子育てに関する悩みや不安などの相談相手(就学前児童の保護者)



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

今後は、子どもと子育て家庭の悩みや不安を解消するため、相談業務に従事する職員の資質、技能の向上に努めます。さらに、プライバシーに配慮しつつ、総合相談窓口、地域の相談窓口、ならびに専門相談窓口が連携を強化するとともに、子どもと子育て家庭が有効に利用できるよう周知を図り、これらの相談窓口の認知度を高めることが大切です。

(2) 施策の方向

情報提供については、特に行動範囲が限られがちな子育て家庭や子どもたちでも、必要な時に必要な情報を入手できるように、子どもと子育てに関するホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。ホームページや印刷物の作成にあたっては、区民の参加を得て作成するとともに、特にインターネットによる子育て情報の提供については、ホームページの構成などを工夫し、必要な情報が得やすくなるよう努めていきます。

また、子育てについて個々の状況に応じた子育て支援事業を案内する「(仮称)すくすくナビゲーター」を新たに育成し、子育てのひろばに配置していきます。

相談機能の充実では、子ども家庭支援センターを、相談業務の地域の拠点として区内5か所に設けるとともに、児童虐待対応等の機能の集中化を図るよう整備をすすめます。地域に設置されている保健相談所、児童館、保育所などでは、さらに相談機能の充実を図ります。

また、児童館では、日常の活動の中で、小学生・中学生等と信頼関係を結びながら、子ども相談を実施し、子どもの不安や悩みの解決ができるよう努めます。

(3) 施策の体系

1 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実	
計画事業	I-1-1 子どもと子育てに関する情報の一元的な発信
	I-1-2 子ども家庭支援センターの整備
	I-1-3 地域における子ども相談・子育て相談
計画事業	I-1-4 (仮称)すくすくナビゲーター事業の実施

(4) 計画事業

I-1-2 子ども家庭支援センターの整備

事業の概要				担当課
<p>身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。</p> <p>また、児童虐待対応等の重大な問題に対応するため、機能の集中化を図ります。</p> <p>子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、子育て家庭	区	4か所(練馬、貫井、光が丘、関)	1か所(大泉)増移転・機能集中化1か所(練馬)	先駆型センター1か所(練馬) 従来型センター4か所(貫井・光が丘・関・大泉)

I-1-4 (仮称)すくすくナビゲーター事業の実施

事業の概要				担当課
<p>子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、個々の状況に応じた子育て支援事業を案内する(仮称)すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
児童の保護者	区		(仮称)すくすくナビゲーターの育成、配置(24か所) (仮称)すくすくナビゲーター用のハンドブックを作成 (仮称)すくすくナビゲーターのウェブサイト版としてHPを整備	(仮称)すくすくナビゲーターを子育てのひろば24か所に設置

【トピック】

子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、子育てに関する情報の提供などを行うとともに、子育てのひろば「ぴよぴよ」を設置し、子育て世帯が日ごろから利用できる施設となっています。

また、児童虐待について地域の方々から通報を受けるとともに、子どもの人権を守り養育に困難をきたしている家庭を援助するため、練馬区内の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の事務局を務めています。

平成22年5月に開設する大泉子ども家庭支援センターは、区内5か所めの施設であり、身近な地域に窓口を設けることで相談機能の充実を図ります。

また、虐待対応にかかる機能などは練馬子ども家庭支援センターに機能の集中化を図ることで、対応力を強化し、練馬地域・光が丘地域・石神井地域・大泉地域といったエリアに対して効率的で有効な対応が行えるよう整備を進めていきます。

2. 子育て家庭の交流の促進

(1) 現状と課題

区では、0歳から3歳までの乳幼児と親同士が自由に交流するための場として、子育てのひろばを開設しています。子育てのひろばは、専用の施設である「びよびよ」と、学童クラブ室を活用した「にこにこ」で実施しています。区立施設以外でも、NPO等民間団体などが実施しています。

また、児童館、地区区民館、保健相談所などでは、乳幼児や保護者を対象に歌や体操、本の読み聞かせなど、さまざまな事業を行い、親子の交流や仲間づくりを進めています。保育所、幼稚園でも、園庭の開放や園行事への参加等をとおして、子育て家庭の交流を図っています。

子育て家庭の交流は、特に在宅で育児をする親が、孤独感に陥ることなく、子どもを生み、育てる喜びを分かちあうためには、大変重要なことです。

就学前の子どものいる家庭へのアンケートの結果によると「子育てのひろば事業で利用」について、80.2%が「利用していない」と回答しています。その理由として一番多いのが、28.9%の「特に理由がない」、次は21.9%の「時間がない」でした。

ひろば事業を身近なものとするために、徒歩圏内にいつでも利用できる場を提供することが求められています。

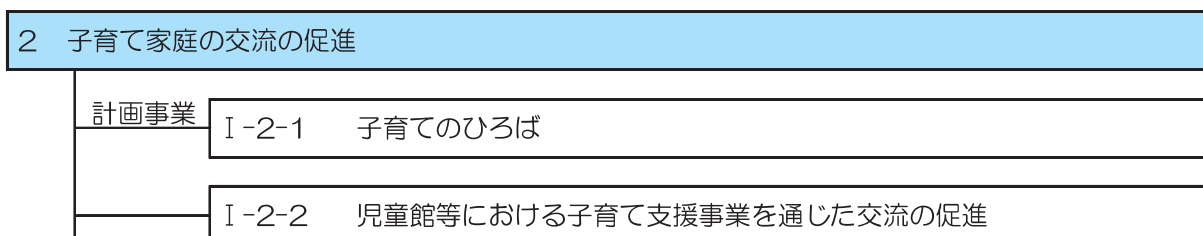
(2) 施策の方向

利用日数、利用時間が確保できる専用の施設で実施する子育てのひろば「びよびよ」を、5か所から11か所に増設します。

また、NPO等民間団体が実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育てのひろばの拡充と交流事業の促進に努め、子育て家庭を支援します。

このほか、子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施しています。これは、ファシリテーター³の支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。

(3) 施策の体系



3 **ファシリテーター**：中立的な立場を保ちながら話しあいに参加し、参加メンバー自らが主体的に考えられるようサポートするとともに、議論を円滑に調整しながら、合意形成や相互理解に向けた調整役を担います。

計画事業	I-2-3 保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進
	I-2-4 子育て支援啓発講座の実施

(4) 計画事業

I-2-1 子育てのひろば

事業の概要				担当課
0～3歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安の解消に努めます。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
0～3歳までの乳幼児保護者	区、社会福祉法人、NPO法人、その他地域の運営団体	ぴよぴよ 5か所	6か所増	11か所
		にこにこ 63か所		63か所
		放課後児童等のひろば(民間学童保育)事業 3か所	5か所増	3か所
		民設子育てのひろばへの支援 8か所		13か所

I-2-4 子育て支援啓発講座の実施

事業の概要				担当課
子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施します。これは、ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
児童の保護者	区	ノーバディーズ・パーフェクト 定員12名程度×6回講座×3会場にて実施	毎年、定員12名程度×6回講座×4会場にて実施(新設する大泉子ども家庭支援センター分の増) 子育て支援啓発講座実施	定員12名程度×6回講座×4会場にて実施 子育て支援啓発講座実施

【トピック】

子育てのひろば

0歳から3歳の乳幼児とその保護者の方を対象として、親子が自由に来所し、安心して子どもを遊ばせることのできる屋内のひろばです。

親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流の場として開放しています。

また、子育てに関する相談も受け付けています。

子育てのひろばには、区立の子育てのひろば「ぴよぴよ」、NPO等民間団体が開設している民設の子育てのひろばがあり、より身近な地域で利用ができるよう、増設を計画していきます。また、学童クラブ室を活用する「にこにこ」や放課後児童等の広場事業も利用できます。また、学童クラブ室を活用する「にこにこ」や放課後児童等の広場事業も利用できます。

ぴよぴよ

実施場所 5か所

実施日 週5または6日実施していますが、施設により異なります。

実施時間 10時～16時

民設子育てのひろば

実施場所 8か所

実施日 週3または4日実施していますが、施設により異なります。

実施時間 おおむね10時～15時

にこにこ

実施場所 63か所（午前中の学童クラブ室を使用）

実施日 週2日程度実施していますが、施設により異なります。

実施時間 10時～12時

放課後児童等の広場事業

実施場所 3か所

実施日 週3～5日実施していますが、施設により異なります。また、小学校の春・夏・冬休み期間はお休みです。

実施時間 10時～13時

※施設によっては、利用には料金がかかります。

3. 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

(1) 現状と課題

夫婦のみまたは子どもとその保護者のみで生活する核家族世帯の増加に伴い、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての方法や技術が途絶えがちです。(図表 4-3)

図表 4-3 核家族世帯

	核家族世帯		核家族世帯内訳						
			夫婦のみ		夫婦と子供		男親と子供		女親と子供
	世帯数	1世あたり親族人員	世帯数	世帯数	1世あたり親族人員	世帯数	1世あたり親族人員	世帯数	1世あたり親族人員
昭和50年	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53
昭和55年	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51
昭和60年	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49
平成2年	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46
平成7年	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,408	2.38	15,401	2.42
平成12年	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41
平成17年	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39

出典：国勢調査 各年10月1日

また、仕事などで昼間不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も失われがちです。

このような背景のもと、地域のコミュニティを強化し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが求められています。これまでも、民生児童委員・主任児童委員、町会、青少年委員をはじめとするさまざまな地域住民や、NPO等民間子育て支援団体が、地域の子どもと家庭を支える活動を実施してきました。

今後は、それぞれの活動の充実を図るとともに、それぞれの活動が有効に機能するようネットワークを結び、連携しあいながら、子育て家庭を地域で支える仕組みを、より強固なものにする必要があります。

(2) 施策の方向

地域住民やNPO等民間子育て支援団体の情報を集め、または発信する拠点として、地域の子ども家庭支援センターを位置づけます。子ども家庭支援センターでは、施設の提供や必要な備品の貸出し等を行うなど、子育て支援団体等の活動やネットワークづくりを支援します。また、各団体の情報等を子どもと家庭に提供します。

17ある児童館では、各児童館での子育てに関する事業を通じてさまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。

ファミリーサポート事業は、区内を4地域に分けて平成12年1月から活動しています。それぞれの地域の援助会員が利用会員の依頼を受けて、一時保育などを実施しており、多くの実績を上げています。この要因は、援助会員が毎月会合を開き情報の交換や勉強を重ねていることと、援助会員の

リーダーが自らの地域情報に詳しいことだと考えられます。今後さらにこの活動を支えるために、利用しやすい効率的な体制を整備するとともに、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため保育サービス講習会の充実等を行っていきます。

(3) 施策の体系

3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり	
	I-3-1 民間子育て支援団体のネットワークづくり
計画事業	I-3-2 児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築
計画事業	I-3-3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

(4) 計画事業

I-3-2 児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築

事業の概要				担当課
<p>子どもと家庭を地域で支えることを目的に、児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。</p> <p>現状は地域によりネットワークづくりに差があることから、さらに推進していきます。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	区	5館	12館増	17館

I-3-3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

事業の概要				担当課
<p>区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育所等への送迎などを行います。</p> <p>今後は、より利用しやすく効率的な体制を整備していきます。また、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会を充実します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
会員登録した区民	区	ファミリーサポートセンター3か所(練馬・光が丘・関) 保育サービス講習会年間4回	援助依頼受付体制の充実 援助会員の増員、育成 保育サービス講習会の充実	援助依頼受付体制の充実 援助会員の増員・育成 保育サービス講習会の充実

【トピック】

ファミリーサポート（育児支えあい）

ファミリーサポートは、育児の援助を行いたい区民（援助会員）と、育児の援助を受けたい区民（利用会員）からなる会員組織です。

保護者が仕事や外出などでお子さんを預かって欲しいときに、援助会員が、登録された利用会員のお子さん（産休明けから小学3年までの児童）を有償でお預かりします。

ファミリーサポートは、区民の主体的な育児援助活動であり、援助会員は、この事業に理解と熱意を持つ区民の方が、区の実施する保育サービス講習会を修了することで登録されます。また、会員となった後もフォローアップ研修等を実施しています。

4. 保育サービスの充実

(1) 現状と課題

女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加などにより、保育所を必要とする世帯は年々増えています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、父親が就労している家庭は98.0%で、母親が就労している家庭は36.0%です。現在、保育所を利用している家庭は42.2%ですが、保育所の入所希望者は増えています。また、同アンケート調査の『子育て支援の要望』については、「保育所を増やしたり、利用日数等を拡充してほしい」が49.0%で15項目中5番目に高い要望となっています。

保育所の需要の増加に対応するため、保育所の新設や定員の見直しなどにより平成17～21年度に381人の定員増をしてきました。さらに認証保育所の新設などにより認可外保育施設の定員を385名増やし、受入れ枠の拡大を図ってきました。しかし、依然として多くの待機児童がいるのが現状です。

今後、長期的な保育需要を踏まえて早期に待機児童解消を推進していくには、これまで以上の規模で集中的に保育所等の整備を図っていく必要があります。

平成21年4月1日現在、区・私立保育所83園中40園で延長保育を実施していますが、就学前の児童のいる家庭へのアンケートでは、平日の保育サービス利用希望者のうち、「区立・私立認可保育所」「認証保育所・保育室」「認定こども園」「ベビーシッター」「家庭福祉員」といった項目において、20%以上の方が19時以降もサービス利用をしたいと回答しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケートにおいて、派遣・パート・アルバイト等就労の母親にフルタイム就労への転換希望を質問したところ、「希望がある」と「希望があるが予定はない」を合わせた計47.0%が、フルタイム就労への転換希望があるとしています。今後も女性の社会進出が進めば、さまざまな就労形態に対応した、延長保育などの保育サービスの拡充が、さらに求められると考えられるため、利用実態を踏まえながらサービスを拡充していく必要があります。

保育サービスを利用している就学前児童のいる家庭に対するニーズ調査のアンケート結果（平成20年度調査）では、「この一年間にお子さんが病気やケガで通常の保育が利用できなかったことはありますか」という問いに対して、約70%が「あった」と回答しています。また、子どもの病気やケガで保育サービスが利用できなかった時、できれば施設に預けたいと感じた日数が、年間で平均5.1日となっています。現在、4か所で病後児保育を実施していますが、今後もアンケート結果をはじめ、地域バランスや利用実態なども考慮して拡充していく必要があります。

自宅で子育てをする家庭向けのサービスにおいても、冠婚葬祭やリフレッシュ目的等で子どもを家族以外に一時的に預けた経験の有無について、30%以上の方が「ある」と回答しています。また、その場合の日数は、年間で平均14.5日という結果になっています。このような要望に対応するため、現状でも、乳幼児一時預かり、短期入所（ショートステイ）、夜間一時保育（トワイライトステイ）といった保育サービスを実施していますが、さらに拡大していく必要があります。

このような状況を踏まえて、今後、保育所入所待機児童の早期解消を図ることを最重要課題とするとともに、引き続き、延長保育・一時預かりなど多様な保育サービスのさらなる拡充も図っていく必

要があります。

(2) 施策の方向

待機児童の早期解消にあたっては、長期的な保育需要を踏まえて、私立保育所や認証保育所の早期整備を進めていきます。また、既設園の増改築等による定員増、年齢別定員の見直しなどによる受入れ枠の増も引き続き積極的に図っていきます。

さらに、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡充するため、保育所新設にあたっては、延長保育の実施を図っていきます。また、地域バランスを考慮した病後児保育の充実をするとともに、医療機関連携型については、病児にも対応できる施設づくりに努めていきます。

また、自宅で子育てをする家庭を支援するため、乳幼児一時預かり事業の実施をはじめ、短期入所（ショートステイ）、夜間一時保育（トワイライトステイ）、短期特例保育、一時預かりなどについても力を入れていきます。

そして、これらの様々な保育サービスを、限られた財源の中で充実していくために、区立保育所の運営業務委託などにより、効率的で効果的な事業展開を図っていきます。

(3) 施策の体系

4 保育サービスの充実	
計画事業	I-4-1 保育所待機児の解消
計画事業	I-4-2 乳幼児一時預かり事業
	I-4-3 短期入所（ショートステイ）
	I-4-4 夜間一時保育（トワイライトステイ）
計画事業	I-4-5 短期特例保育
計画事業	I-4-6 一時預かり
計画事業	I-4-7 病児・病後児保育
計画事業	I-4-8 延長保育
計画事業	I-4-9 認定こども園

I-4-10	休日保育
I-4-11	年末保育
I-4-12	産休明け保育
I-4-13	0歳児の11時間保育の実施

(4) 計画事業

I-4-1 保育所待機児の解消

事業の概要		担当課		
私立認可保育所の新設、既設園の増改築等による定員増、認証保育所の新設などにより、保育サービスの定員を拡大し、早期の待機児解消を目指します。		保育課		
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
保育所に入所を希望する就学前の児童	区、社会福祉法人等民間事業者、家庭福祉員	入所児童定員数		
		9,467人	1,984人増	11,451人
		認可保育所		
		83園	16園増	99園
		8,243人	1,388人増	9,631人
		認証保育所		
		22か所	18か所増	40か所
		623人	535人増	1,158人
		家庭福祉員		
		福祉員41人	福祉員5人増	福祉員46人
		117人	15人増	132人
		駅型グループ保育室		
		8室	継続	8室
60人	15人増	75人		
保育室				
9室				
169人				
幼稚園預かり保育				
6園		5園		
155人		130人		
認定こども園				
2園	5園増	7園		
100人	225人増	325人		

I-4-2 乳幼児一時預かり事業

事業の概要				担当課
<p>保護者の都合にあわせ、乳幼児の一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。</p> <p>利用のニーズが非常に高いことから、子ども家庭支援センターの開設などに併せて、利用枠を拡大します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
0歳児から未就学児	区、NPO等民間団体	設置か所数 4か所 定員数 36人 放課後児童等の広場事業 2か所	1か所増 10人増 継続	5か所 46人 2か所

I-4-5 短期特例保育

事業の概要				担当課
<p>保護者の疾病、出産等により短期的に一時的な保育が必要な場合に、生後58日以上から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室において保育を行います。</p> <p>緊急時における短期特例保育事業の需要が高いことから、新設の私立保育所および認証保育所に実施を要請していきます。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
保護者の出産・疾病等要件にあてはまる未就学児	区、保育員、民間事業者	<保育員> 保育員 9人 定員数 27人 <定員の空きを利用> 保育所 65園 認証保育所 18か所 保育室 8室	5人増 15人増 16園増 12か所増	14人 42人 81園 30か所

I-4-6 一時預かり

事業の概要				担当課
<p>保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時的に保育を行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
未就学児	区、社会福祉法人等民間事業者	区・私立保育所 6園 定員数 44人	7園増 40人増	13園 84人

I-4-7 病児・病後児保育

事業の概要				担当課
<p>小学校3年生までの児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所や医療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。</p> <p>また、病後児保育に加えて、病気の回復期に至らない病児を一時的に預かる病児保育も医療機関連携型により行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
病気の回復期等にある小学校3年生までの児童	区、社会福祉法人等民間事業者、医療機関	病後児保育 4か所 定員数 22人	病児保育 病後児からの移行2か所増 新設1か所増 定員4人増	病後児保育 2か所 6人 病児保育 3か所 20人

I-4-8 延長保育

事業の概要				担当課
<p>保護者の就労等の延長、多様な就労形態に対応するため、現在、区・私立保育所40園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所および運営業務委託を行う区立保育所において拡大を図っていきます。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
延長保育実施園保育園児	区、社会福祉法人等民間事業者	区・私立保育所 計40か所 朝30分 6園 夕1時間 31園 夕1時間30分 1園 夕2時間 7園 夕2時間30分 1園	計15か所増 朝 6園増 夕 15園増	計55か所 朝 12園 夕 55園

I-4-9 認定こども園

事業の概要				担当課
<p>幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援も行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
未就学児	学校法人等	2園 定員数 100人	5園 225人増	7園 325人

【トピック】

幼稚園預かり保育

一部の私立幼稚園では、幼稚園教育の時間の前後や夏休みなどに、保護者の就労等によりご家庭で保育できないお子さんを受け入れています。

練馬区では、平成21年度末時点で、私立幼稚園6園で預かり保育を実施しています。

<利用対象>

預かり保育を実施している幼稚園の在園児で、保護者の仕事・病気などのため家庭で保育できないお子さん

<保育日と保育時間>

月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始を除く）

幼稚園教育時間を除く午前7時30分～午後6時30分

<預かり保育料>

月額10,000円

※幼稚園の保育料は別途

※預かり保育時の食事・おやつ代は別途

【トピック】

病後児保育室

病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にお子さんを預かる保育施設です。練馬区には、平成21年度末時点で、4か所の病後児保育施設があります。

※病気の回復期とは？

- ・診断が確定し、急性期を過ぎた時以降
- ・伝染性の病気の場合は、他児への感染期を過ぎた時以降
- ・外傷の場合は、症状が固定した時以降

<利用対象>

- ・保育所などに通所する区内在住のお子さん
- ・区内の保育所などに通所するお子さん

※利用にあたっては、事前に各施設への登録および予約が必要です。

<費用>

1日につき2,000円。

※そのほか登録料が必要です。

※施設によっては、その他に食事代等が必要です。

※生活保護世帯および住民税非課税世帯の方は免除申請、所得税非課税世帯の方は減額申請ができます。

【トピック】

病児保育室

病気の急性期、または回復期であっても他のお子さんへの感染や急変のおそれがあるお子さんを預かる保育施設です。今後、練馬区においても整備を図っていきます。

※病後児保育室と違うのは

- ・感染症にり患しているお子さんを受け入れるための隔離機能を有した部屋があること
- ・1日1回以上医師が回診を行うなど、お子さんの症状の変化に対応できる体制があること

5. 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

(1) 現状と課題

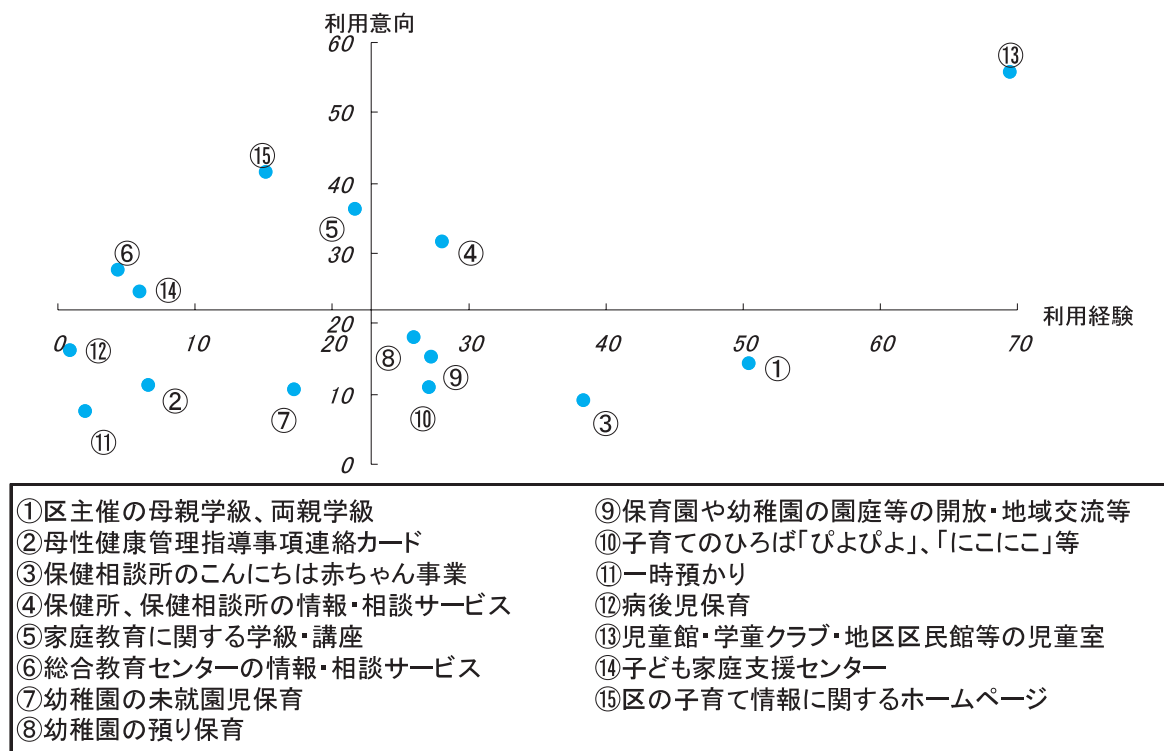
少子化、核家族化の進行する中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。乳幼児期における孤立しがちな母子関係や、少年期の希薄な人間関係は、子どもの健やかな成長にとって大きな問題となっています。また、都市化の進展に伴い、良好な地域コミュニティを形成することも難しく、家族の孤立化が社会問題となっています。

子どもたちの人間関係は、友だちとの遊びの時間や遊び場の減少などにより、希薄になっています。

人間関係を学習する機会を多く持つためには、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めると同時に、大人との交流の場の拡大も求められています。

小学生児童のいる家庭へのアンケートで『子育て支援サービスの利用経験と利用意向』を質問したところ、「児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室」は、利用経験、利用意向ともにトップとなっています（図表4-4）。児童館等が多くの子に利用され、今後も利用したいと思われており、今後も子どもと子育て家庭の需要に沿った事業の実施が求められています。

図表4-4 子育て支援サービスの利用経験&利用意向マトリックス（就学児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

保護者の就労等により、放課後保育に欠ける児童が年々増加の傾向にあります。社会情勢の変化とともに就労形態も多様化し、母親の就労も増加傾向が見られます。毎年入会受入れ枠を増加させても、希望する学童クラブに入会できない待機児童が増える傾向にあり、待機児童の解消策が求められています。

(2) 施策の方向

価値観が多様化する中で、子育て・子育てに対するニーズも多岐にわたっています。次世代を担う子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会を築くために、児童館は地域の子どもの遊びの仲間作りの拠点として、また、子育て家庭の集いの場として機能をさらに発展させていきます。

魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、子どもたちの意見や要望を反映するため設置した子どもスタッフや、中高生の居場所づくり事業の本格実施を通じて、子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。また、児童館運営委員会を軸として、地域の関係機関とネットワークを組むとともに、青少年育成地区委員会、学校、PTA、学校応援団などとの共同行事や、地域へ出向き館外活動を行うことなどによって、地域の子育て拠点としての機能を拡充します。

保護者の就労等により放課後保育に欠ける児童の健全育成については、学童クラブの入会需要を踏まえて、施設の新築・改修等により受入れ人員の拡大を図るとともに、保育時間の延長、障害児受入れ枠の拡大を行うなど事業の充実に努めます。

また、区民や民間との協働による効果的・効率的な児童館、学童クラブ等の運営を目指して、委託化などを進めるとともに、地域で子育て等を応援する学校応援団の方々による「児童放課後等居場所(ひろば)づくり事業」を進めることによって、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みを広げていきます。

(3) 施策の体系

5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実	
	I-5-1 魅力ある児童館活動の展開
	I-5-2 地区区民館、厚生文化会館の児童館事業
	I-5-3 児童館ホームページの整備
	I-5-4 児童館等の開館日、開館時間の拡大
	I-5-5 児童館運営委員会の設置
計画事業	I-5-6 中高生の居場所づくり
	I-5-7 学童クラブ事業
	I-5-8 児童館子どもスタッフの活用

(4) 計画事業

I-5-6 中高生の居場所づくり

事業の概要				担当課
中学生・高校生の居場所を確保することで、多様な発表・自己表現の機会を通じ、社会性をはぐくみ、自立を促すため、児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設けます。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
中学生、高校生	区	モデル実施 1館	10か所実施	児童館における中高生対応事業の実施 10か所

6. その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

(1) 現状と課題

子どもが自立した大人に成長するには、人格の基礎を形成する子どもの時期に、成長の段階に応じた居場所や遊び場が整備されていることが必要です。また、成長に必要なさまざまな体験をすることも欠かせません。

しかし練馬区では、都市化の進展などにより、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所が少なくなっています。また、兄弟姉妹の減少により友だち付き合いも苦手になってきているようです。そのため、「友だちと外遊び」から「友だちと家や施設での遊び」へ、「友だちと家や施設での遊び」から「家でのひとり遊び」へと進んでいるようです。小学生のいる家庭と中高生のアンケート結果からも、自宅で過ごす子どもが多くなっており、子ども同士の関係が希薄になっていることがうかがえます。(図表4-5～8)

◆ 放課後の居場所

図表4-5 小学1～3年生

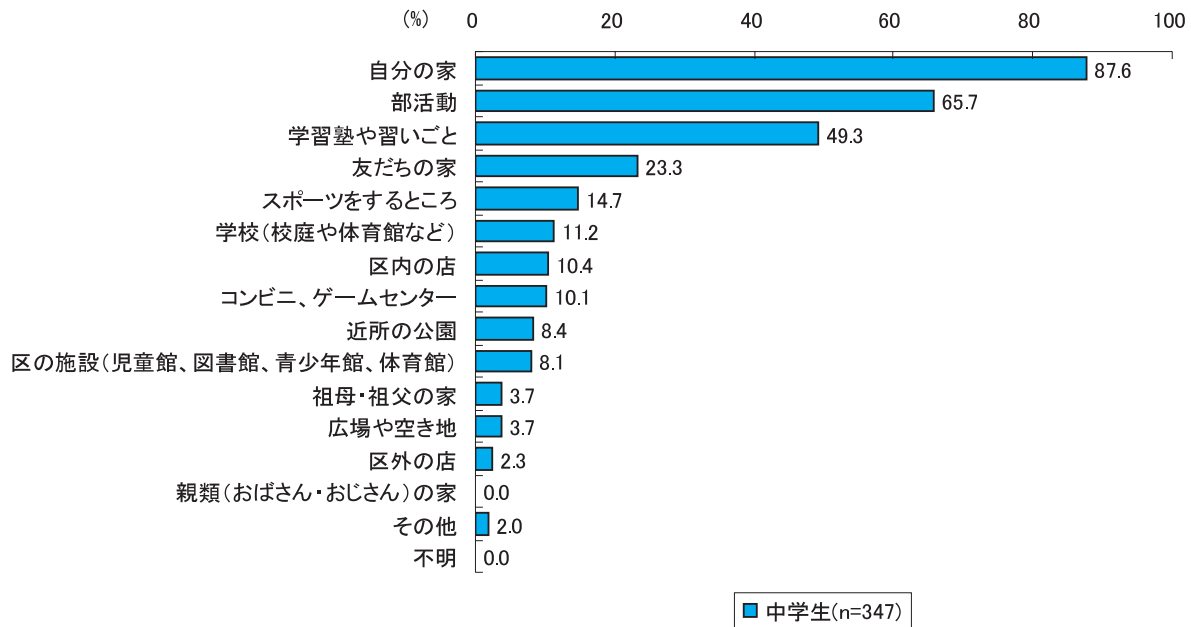
	居たし保護者や祖父母と過ごした	保護者や祖父母等と過ごした	児童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツ	児童放課後等居場所活動	児童放課後等居場所活動	友だちの家にいた	地域の施設や図書館などの	児童館や図書館などの	同居していない祖父母	友人等いない祖父母	自宅で一人で過ごした	子どもたちだけで自宅	就寝していた	その他	不明(無回答含む)
午後1時～2時	7.9	13.7	0.4	12.4	0.9	0.7	0.5	0.9	0.0	0.0	18.5	44.2				
午後2時～3時	17.8	17.3	1.5	13.2	3.1	2.5	0.8	1.4	0.2	0.1	13.7	28.4				
午後3時～4時	26.9	19.4	10.7	11.2	8.8	5.8	1.1	1.8	1.5	0.1	6.1	6.6				
午後4時～5時	27.7	17.2	23.6	6.0	7.8	5.1	1.8	1.3	0.8	0.2	4.6	4.0				
午後5時～6時	56.5	8.5	18.0	0.0	1.5	0.4	3.4	1.6	2.1	0.2	1.9	5.8				
午後6時～7時	78.0	0.1	6.1	0.0	0.6	0.2	2.7	1.6	2.0	0.5	1.5	6.6				
午後7時～8時	83.6	0.1	1.9	0.0	0.4	0.1	2.1	0.7	0.4	2.7	1.2	6.8				

図表4-6 小学4～6年生

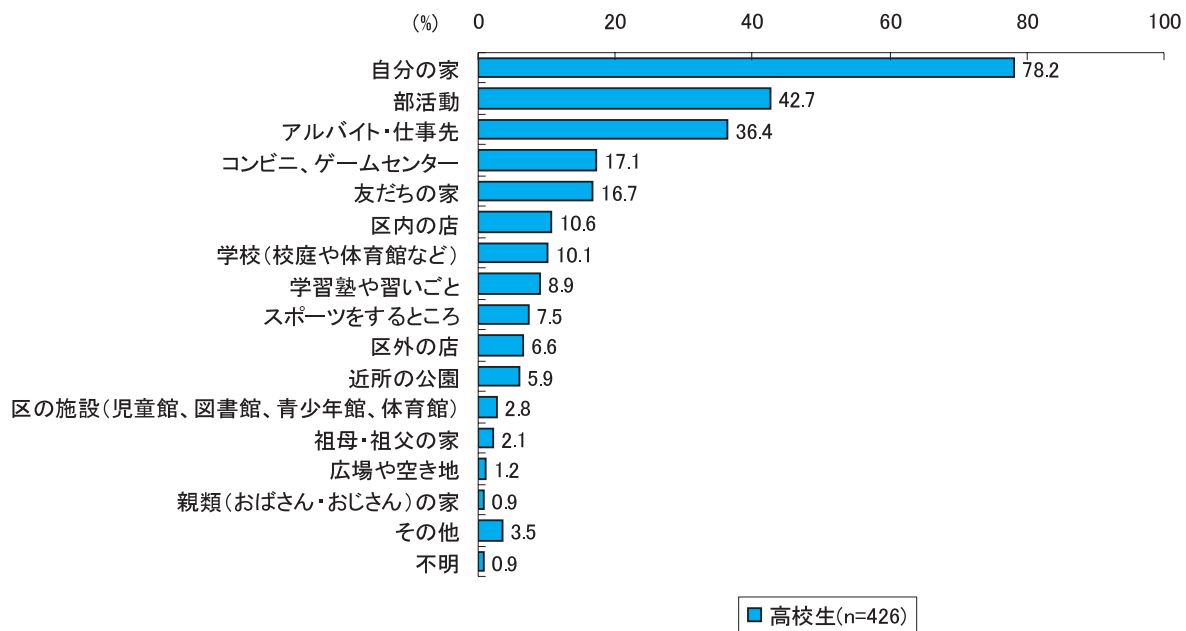
	居たし保護者や祖父母と過ごした	保護者や祖父母等と過ごした	児童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツ	児童放課後等居場所活動	児童放課後等居場所活動	友だちの家にいた	自宅で一人で過ごした	子どもたちだけで自宅	同居していない祖父母	友人等いない祖父母	児童館や図書館などの	児童館や図書館などの	就寝していた	児童クラブにいた	その他	不明(無回答含む)
午後1時～2時	3.5	0.3	16.3	1.2	0.6	1.2	0.2	0.3	0.1	0.1	23.1	53.1					
午後2時～3時	6.8	1.0	16.3	1.6	1.5	1.5	0.3	0.8	0.1	0.2	21.9	47.7					
午後3時～4時	16.5	4.6	14.1	5.6	6.1	3.2	0.9	2.9	0.1	0.3	15.5	30.0					
午後4時～5時	32.2	22.8	5.0	6.3	9.4	5.0	2.1	2.7	0.1	0.2	6.5	7.8					
午後5時～6時	40.8	34.9	0.7	4.5	3.0	4.2	2.4	0.3	0.1	0.1	2.4	6.5					
午後6時～7時	58.3	24.6	0.0	2.7	0.1	2.5	2.5	0.1	0.2	0.0	1.2	7.8					
午後7時～8時	73.0	12.3	0.0	0.6	0.3	1.2	1.5	0.1	0.8	0.0	1.5	8.7					

出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表4-7 中学生



図表4-8 高校生



出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

良好な居場所や遊び場、多様な体験機会は、子どもたちの自立を促すとともに、社会性をはぐくみます。そして、感性を豊かにし、情緒を安定させ、身体を鍛えます。

成長段階に応じた居場所や遊び場、さまざまな体験機会を拡充することが求められています。特に、体験機会の拡充では、大人と子どもが触れあう機会が少なくなったことによって、成長期に多様な価値観に触れる機会を少なくし、他人を思いやる力、自ら考える力やたくましく生きる力を弱くし

ています。さまざまな立場の大人との交流をすることが大切です。また、五感で自然を感じる体験も、子どもの時期にはとりわけ重要です。

(2) 施策の方向

青少年館、児童遊園、公園等、子どもたちにさまざまな居場所や遊び場を提供するとともに、自然体験や芸術体験、異年齢・異世代との交流体験など、多様な体験機会の充実に努めます。

特に、子どもが安心して過ごせる学校の開放や、学校応援団、ねりま遊遊スクール事業、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成、こどもエコクラブ事業など、父親や母親をはじめ、地域の高齢者も含めたさまざまな世代の大人が、子どもたちに居場所や体験機会の提供を行う事業の拡充に努めます。

(3) 施策の体系

6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実	
	I-6-1 青少年館事業
	I-6-2 民間遊び場・公（民）有地一時開放遊び場事業
	I-6-3 青少年キャンプ場の利用促進
	I-6-4 公園等憩いの場の提供
	I-6-5 学校施設の地域開放
	I-6-6 学習・文化、スポーツに関する情報提供
	I-6-7 子ども読書活動の推進
	I-6-8 芸術活動等（ジュニア・オーケストラ）
計画事業	I-6-9 学校応援団推進事業
	I-6-10 こどもエコクラブ事業
	I-6-11 スポーツ教室等スポーツ体験
	I-6-12 練馬こどもまつり

	I-6-13 わかものスタート支援事業
計画事業	I-6-14 練馬区における「放課後子どもプラン」
計画事業	I-6-15 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業
計画事業	I-6-16 外遊びの場の提供

(4) 計画事業

I-6-9 学校応援団推進事業

事業の概要				担当課
<p>区立小学校にPTAや町会・自治会などの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。各学校応援団が、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所（ひろば）づくり事業」などを行うことにより、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後は、学校応援団が安定した活動を継続できるように、事業の担い手であるスタッフや活動場所の確保等の支援をしていきます。</p> <p>また、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所の充実を図るため、練馬区における「放課後等の子どもプラン」に基づく学童クラブとの連携が円滑に進むよう、ハード（ひろば室整備や校内への学童クラブ移設）、ソフト（連携のきっかけ作りなど）の両面での支援を行っていきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小学生等	学校応援団	小学校 56校	9校増	65校

I-6-14 練馬区における「放課後子どもプラン」

事業の概要				担当課
<p>放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、全小学校に学校応援団を立ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を図ります。</p> <p>学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を進めるため、小学校外にある学童クラブは、順次、小学校内に移設等整備します。また、整備にあたり必要に応じて学校応援団ひろば室を併設します。</p> <p>さらに、この計画を推進し、放課後等の子どもの安全・安心な居場所を拡充する中で、学童クラブ待機児の減少を図ります。</p>				生涯学習課、子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小学生	区、学校応援団、学童クラブ、学校	学校応援団の設置 56校	9校増	65校
		学童クラブ事業とひろば事業の連携の本格実施	学童クラブ事業とひろば事業との連携	学童クラブ事業とひろば事業の全小学校での連携
		校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）42校	設計・工事 16件	学童クラブの構内移設・整備

I-6-15 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業

事業の概要				担当課
<p>平日放課後、土日・休日の余暇時間を活用して実施する、乳幼児から中学生までを対象とした講座です。子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげています。</p> <p>今後とも、地域団体と協力しながら、子どもたちが、身近な地域でさまざまな体験ができるように、多くの学習機会を提供していきます。あわせて、ねりまの未来を担う人材の養成を図っていきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	P T A など地域団体	小中学生および親子対象講座 400 講座 障害のある子どものための連続講座 1 講座 中学生対象連続講座 —	10 講座減 4 講座増 5 講座増	390 講座 5 講座 5 講座

I-6-16 外遊びの場の提供

事業の概要				担当課
<p>NPO等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊びの場として、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねることのできる外遊びの場を開設します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	区または民間団体	外遊びの場提供事業案検討 活動団体調査	外遊びの場提供事業実施 検証および事業の実施	外遊びの場提供事業の実施

【トピック】

ねりま遊遊スクール

週末などの子どもの余暇時間に、子どもたちが参加できる講座を地域の団体等に委託して実施しています。ねりま遊遊スクールは子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、子どもが自ら学び考える機会の充実や、子どもと保護者の関係を深めることを推進していきます。

○ねりま遊遊スクールの概要

自然体験活動、楽器演奏、工作、料理、パソコン操作、昔あそび、季節行事、リトミック⁴や各種スポーツなど多岐にわたる講座を区内の公共施設や児童館などで年間400講座（平成20年度）ほど実施しています。講座の対象は子ども（乳幼児～小・中学生）、もしくは子どもとその保護者であり、年間の参加者数は約13,850人（平成20年度）です。

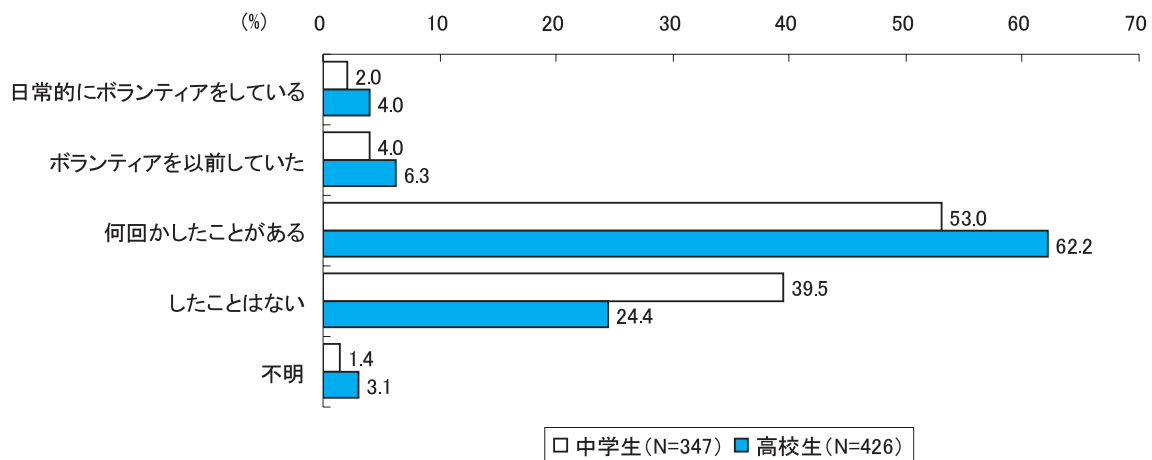
4 リトミック：スイスの作曲家エミール・ジャック・ダルクローズ（1865～1950）が考案した音楽教育。感覚的成長が著しい幼児期・学童期に心で感じたことを、身体を使って表現することで心と体の協調・調和を作り出そうとするもので、全身でリズムや音を感じ取り、演奏したり行動表現したりする。

7. 子ども自らが考え、参画する機会の拡充

(1) 現状と課題

子どもが自立した大人になるためには、子どもの時期に獲得したさまざまな体験を糧として、自己の意思と責任で、地域の中で役割を持って活動するなど、社会に参画していくことが必要です。中高生を対象にしたアンケート調査では、ボランティア活動の経験があるのは、中学生で59.0%、高校生で72.5%という結果でした（図表4-9）。また、参加したいボランティア活動については、中学生、高校生ともに「環境を守る活動」が30%を超えています（図表4-10、11）。

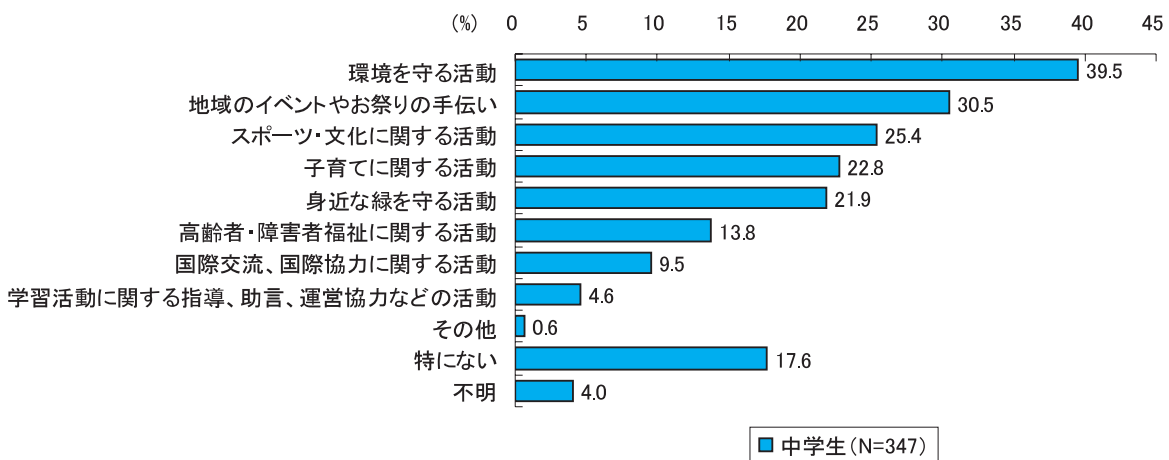
図表4-9 ボランティア活動経験（中高生）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

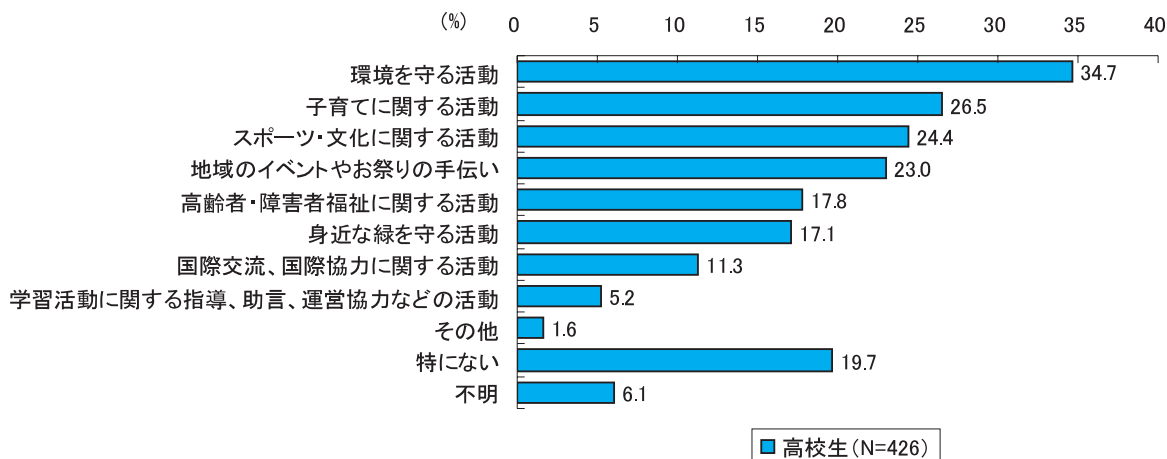
◆ 参加したいボランティア活動

図表4-10 中学生



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表4-11 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)

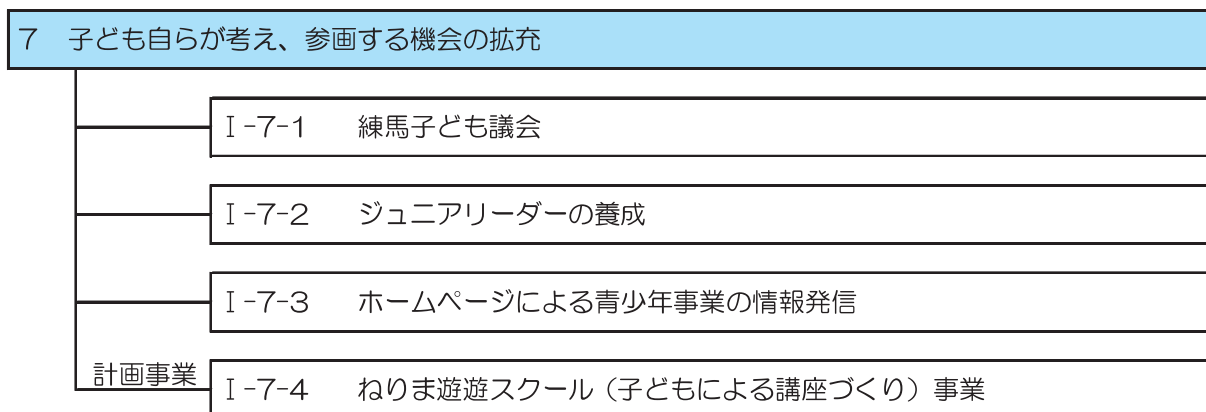
少子化の影響や子どもを取り巻く犯罪の状況などのさまざまな要因により、子どもに対して、過保護や過干渉の傾向が強くなっているといわれています。子ども自らが考え、それぞれの力を発揮しながら参画できる場が求められます。

(2) 施策の方向

子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。参画により子どもたちが自分への自信を持ち、新たな課題に立ち向かう力をはぐくみます。

特に、次代を担う子どもたちが、未来に関わる事柄について考える力を身につけることが大切です。練馬子ども議会などを通じて、子どもたちに、未来の練馬区を考えてもらう施策を展開します。

(3) 施策の体系



(4) 計画事業

I-7-4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）事業

事業の概要				担当課
<p>平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。今後は、「子どもたちにとって、かけがえのない存在として地域社会の中で活かされ、感謝され、必要とされる場所」としての「要（い）場所」事業を推進していきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	子ども、 地域団体	15講座	33講座増	48講座

8. 経済的な支援

(1) 現状と課題

子育て家庭においては、学校教育や塾の費用などの教育費をはじめとした子育てに要する費用が年々増加しています。一方、長引く景気低迷の中で所得は減少しているため、家計に占める子育てに要する費用の割合も年々上昇しています。

このような状況の中で、子育てで出費がかさむことを負担に感じている家庭の割合は、アンケート調査では、就学前児童のいる家庭で30.1%、小学校児童のいる家庭で43.2%、40歳代の子育て家庭（13歳から18歳の末子がいる世帯）では70.0%となっており、子どもが成長するにしたがって経済的な負担感が増えています。また、内閣府の調査（平成19年「社会意識に関する世論調査」）によると、子育てのつらさの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」が42.4%と最も高くなっています。

子どもの成長に従って、塾や習いごと、進学や通学のための費用が、家庭の大きな負担になっていることがうかがわれます。

区では、国や都の制度に基づきながら、子育て家庭に対してさまざまな経済的な支援策を行っています。

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、国の制度として子ども手当が創設され、中学校3年生までの子どもを養育する保護者へ手当が支給されます。

子どもの健やかな育成を目的として実施している子ども医療費助成については、中学生までの子どもの医療費を対象として、健康保険の自己負担分などを助成しています。なお、都の制度では所得制限を設けていますが、区は所得制限を設けずに実施しています。

また、教育にかかる経済的負担の軽減については、小学校・中学校の就学援助、特別支援学級就学奨励費の支給などを実施しています。

そのほか、児童扶養手当、児童育成手当（育成手当）およびひとり親家庭等医療費助成、障害児を養育する家庭を対象とした特別児童扶養手当および児童育成手当（障害手当）などの経済的な支援策を実施しています。

これら経済的な支援のために支出している金額は、平成20年度では約127億5千2百万円となっています。

しかしながら、アンケート結果にも表れているように、子育て家庭の経済的な負担感の緩和には至っていないのが現状です。

今後は、子育て家庭の負担感の緩和に結びつく経済的な支援策を充実していくことが求められます。

一方、新たに経済的な支援策を実施するためには、そのための財源を確保することが必要です。

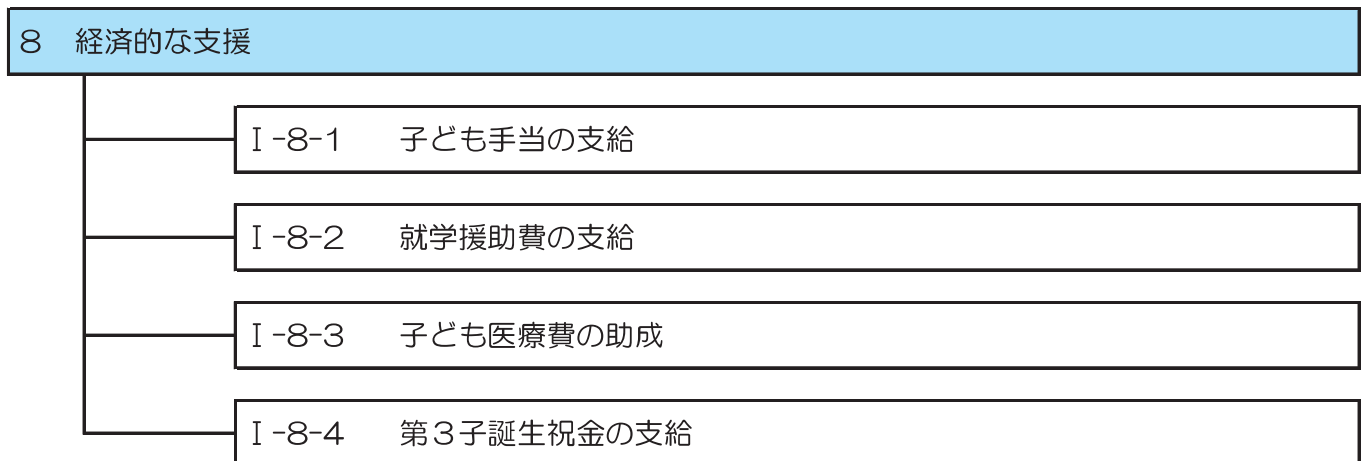
区は、これまで国や都の補助金など財源の確保に努めながら施策の充実を図ってきましたが、それと同時に今後とも制度の充実について国や都に働きかけていく必要があります。

(2) 施策の方向

子育て家庭の負担感を緩和するために、子ども手当の支給、子ども医療費の助成、就学援助費の支給などの経済的支援を実施します。

また、子ども医療費の所得制限の廃止を東京都に要望するなど、制度の充実について機会をとらえて国や都に要望していきます。

(3) 施策の体系



9. 誰もが働きやすい就業環境の推進

(1) 現状と課題

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、1週間に60時間以上仕事をしている父親が32.1%に上っており、父親が子育てに関わりにくくなっています。平成21年度区民意識意向調査で、家庭における男女の役割分担について、本来はどのようにあるべきか質問したところ「男女とも仕事をし、家事等は男女がともに分担」すべきという回答が4割を超え最も多いのですが、実際の役割分担について質問したところでは、そのように役割分担しているとの回答は約1割に過ぎません。

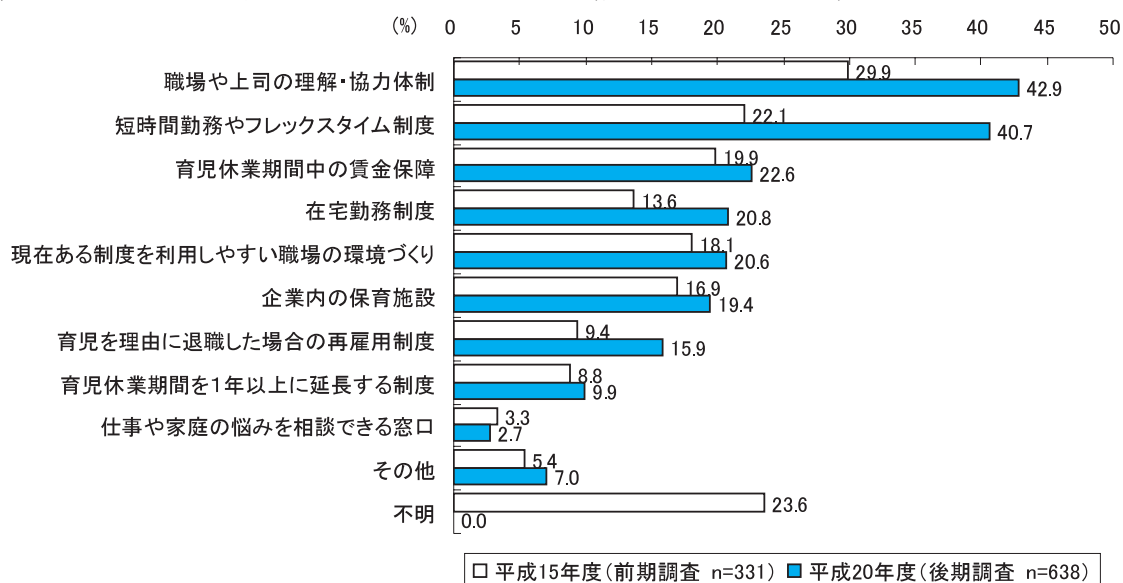
このため、働く女性は、仕事の他に家事・育児・介護を担うことが期待され、働き続けるためには妊娠・出産をためらわざるを得ない場合があります。

これを解消するためには、父親と母親がともに十分に家事・育児等に関われるような社会にしていくことが大切です。男性を含めたすべての人が、人生の各段階において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる多様な生き方を選択できるように、「働き方の見直し」に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

子育て期間中はいったん仕事を離れ、その後に再就職するという道筋も、多く見られます。それぞれの生活にあわせて働くために、自ら事業を起こしたりNPO（特定非営利活動法人）に携わったりすることを目指す区民もいます。これらを含めた多様な働き方の選択を支援することが求められます。

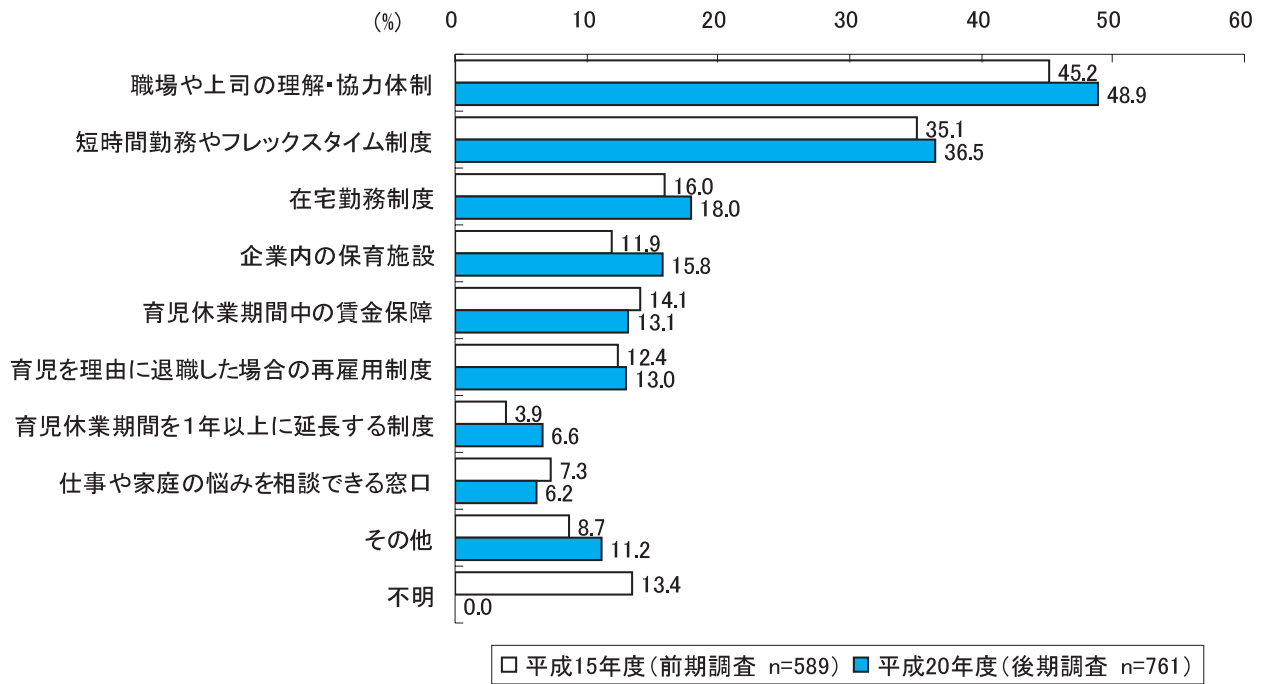
また、『仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと』（平成20年度調査）は、就学前児童のいる家庭でも小学生のいる家庭でも、「職場や上司の理解・協力体制」が最も高くなっています。また、これらの項目は平成15年度調査でも同様に最も高くあげられていましたが、平成20年度調査の方が割合が高くなっています（図表4-12、13）。

図表4-12 仕事と子育ての両立のために望むこと（就学前児童の保護者）



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4-13 仕事と子育ての両立のために望むこと（就学児童の保護者）



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

働く意志を持つ女性・男性がともに育児や介護を分担しながら働き続けることができるように、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度は整備されてきましたが、依然として、職場優先の意識や性別によって役割分担を固定的に考えてしまう意識等により、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い現状です。

このため、区民、区内の事業主、区内で働く人等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等と仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行うことが必要です。

区は子育てと仕事の両立を支援するためにさまざまな施策を実施していますが、今後はさらに施策の充実を図るとともに、保護者や事業主への情報提供に努め、必要なときに必要なサービスを活用できるようにしていくことが課題となっています。

(2) 施策の方向

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、働き方の見直しについて、区民、区内の事業主、区内で働く人等に国、東京都、近隣区等と連携を図りながら広く呼びかけを行います。

仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等について情報収集を行い、情報紙の発行やホームページ、資料コーナーの運営や労働相談等により、広報・情報提供を行います。また、機会を捉えて関係法制度の整備について、国・東京都へ要望します。

子育て等で離職した後の再就職や起業のための基礎的な知識・技能を身につけるための講座等により、多様な働き方の選択を支援するとともに、就労相談や支援の事業についても実施していきます。

(3) 施策の体系

9 誰もが働きやすい就業環境の推進	
	I-9-1 男女共同参画に関する啓発行事等
	I-9-2 「ねりま産業情報（ペがさす）」等による啓発・広報
	I-9-3 男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報
	I-9-4 就職・再就職のための情報提供
	I-9-5 起業家支援のための講座
	I-9-6 就労相談・支援
	I-9-7 労働資料の収集および提供
	I-9-8 労働に関する講座等
計画事業	I-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

(4) 計画事業

I-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

事業の概要			担当課		
<p>第2次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の1つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。特に働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、区民が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するための取組の1つとして重要です。</p> <p>第2次計画が平成22年度で終了することを受け、平成22年度末に次期計画を策定し、平成23年度から新たな計画に基づく男女共同参画に係る施策を総合的に推進していきます。</p>			人権・男女共同参画課		
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値	
区民、事業者、区職員	区	次期練馬区男女共同参画計画の策定に向けての提言 女性の労働実態調査の実施	次期練馬区男女共同参画計画の策定および計画に基づく施策の推進	次期練馬区男女共同参画計画に基づく施策の推進	